

## 三重県消防学校 給食等業務仕様書

1. 業務名 三重県消防学校 給食等業務
2. 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
3. 業務場所 三重県鈴鹿市石薬師町452番地 三重県消防学校

### 4. 業務目的

消防学校において消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、消防人としての責務を正しく認識させ、人格の向上、学術技能の習得、体力の練成、規律の保持並びに協働精神の涵養を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務遂行しえることを目的としており、消防組織法では消防庁が定める基準を確保するよう努めることが定められている。

また、三重県消防学校では、毎年度教育訓練実施要領により教育訓練内容を定めており、本校に入校した者は、学校規則に基づき入寮し、起床から消灯までの規律正しい生活指導を行っており、入校者に対する給食等業務についても教育訓練の一環として実施する必要がある。

そのため、給食等業務の実施にあたっては、これらの趣旨を理解したうえで、健全な食生活による健康の維持・増進、食べることの楽しさや喜びを通じた健全な精神と強靱な肉体の育成、食に対する感謝の念の醸成や三重の食文化の理解による豊かな人間形成を図るため、入校生に対して良質な給食等を提供し、持続可能な給食等業務の環境を確保するものである。

### 5. 業務内容

#### (1) 三重県消防学校給食業務

消防学校入校者等（以下「入校者等」という。）に対し消防学校宿泊棟1階にある食堂厨房設備を使用し、給食業務を行い食事の提供を行う。

#### (2) 三重県消防学校物品斡旋業務

入校者等に対し給食業務時間内において日常生活必需品・補助食品等の物品販売を行う。

また、入校者等に対し飲料水等の自動販売機（5台）を設置し、運営管理を行う。

#### (3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに双方から異議の申し出がない場合には、3年を限度として1年単位（4月1日から3月31日まで）で期間を延

長することができる。

(4) 企画提案書及びそれに基づく業務とする。

## 6. 委託上限額

朝食450円、昼食610円、夕食720円

※ 消費税及び地方消費税を含むこととする。

※ 10円単位とする。

## 7. 契約方法に関する事項

ア 契約条項は別途定める契約書のとおりとする。

イ 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

ウ 契約書は2通作成し、三重県消防学校運営連絡会及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額は見積書に記載された金額を記載するものとする。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 8. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 9. 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③ 発注所属に報告すること。
  - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### 10. 個人情報取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので、留意すること。

11. 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

#### 12. その他

この仕様書に明記されていない事項等について疑義が生じたときは、その都度協議して定める。

## 別紙 基本条件等

### 1. 基本条件

#### (1) 使用施設等概要

場所 三重県鈴鹿市石薬師町4 5 2 番地 三重県消防学校内食堂、厨房  
及び自動販売機設置箇所

面積 食堂・厨房 339 m<sup>2</sup> 図面参照  
自動販売機 5 台（管理教育棟 1 台、宿泊棟 4 台）

席数 132 人

施設・設備等 図面参照

#### (2) 業務対象者

給食等業務の対象者は入校者等とする。

- ① 消防学校入校者
- ② 講師その他消防学校利用者

#### (3) 食事単価

- ① 提案書において提示された金額とし、消費税率に変更があった場合は、三重県消防学校運営連絡会と協議して決定することとする。
- ② 学校行事等で特別食が必要な場合は、三重県消防学校運営連絡会と協議して決定することとする。

#### (4) 給食実施日及び食事数

原則として業務対象者が在籍する日は、毎日給食等業務を行う（土曜・日曜・祝日を問わない）。

○令和 6 年度の入校状況からの見込み

4 月上旬から 12 月上旬 64 名程度（入校生 54+職員 10）

そのうち、9 月はプラス 30 名で 94 名程度（入校生 84+職員 10）

12 月中旬から 2 月 毎週、入校生が変動（入校生 10~30+職員 10）

3 月 職員のみ 10 名程度

年間 6 回程度、土日（1 泊 2 日）25 名程度（入校生 20+職員 5）

入校生への食事提供は、1 日 3 回朝昼夕が必要（月曜日の昼食から金曜日の昼食まで）

体力を消耗する訓練を実施しているときなど、特に入校生の栄養管理への配慮をお願いします。

ただし、入校者が校外で研修等を行う場合等で、消防学校が指示したときは給食等業務を行わないものとする。

なお、食事数は別紙「年間食事数（概算）」を参考とする。

#### (5) 給食時間

給食時間は原則として、次のとおりとする。ただし、教育訓練、感染症対策等の都合により消防学校の指示で時間を変更する場合もある（早朝・夜間

含む)。

朝食	7 : 40	～	8 : 10
昼食	12 : 00	～	12 : 50
夕食	17 : 30	～	18 : 30

(6) 給食業務

① 給食業務に従事する者

ア 食品衛生責任者

施設に専従し、衛生教育、従事者の健康管理等衛生管理全般において責任をもつこと。

イ 専従調理責任者

調理師を専従調理責任者として選任し、給食業務に従事させること。

ウ 栄養士

栄養士の資格を有するものに献立表を作成させること。

エ 調理補助者

必要に応じて調理補助者を炊事業務補助として従事させること。

※ 上記ア、イ、ウ、エについては、契約時に提出すること。

② 基本業務

ア 献立表の作成

1日あたり必要なカロリーや各種栄養素を保持する献立表を1ヶ月単位で作成すること。

献立は原則として主食、主菜、副菜、副々菜、汁物の5品で構成すること。

昼食、夕食にあつては、和食、洋食、中華、麺類などをバランスよく循環させて、変化をもたせるように配慮すること。

1日あたり必要なカロリーは初任科、救助科は3,000 kcal程度、それ以外は2,200 kcal程度とする。

イ 給食材料の発注

給食材料は、消防学校の指示により作る食事数及び献立表に基づき発注し、また、保管すること。

ウ 調理

献立表に基づき調理を行い、主菜、汁などにあつては、暖かいものを提供するために原則として対面で盛り付けること。

加工済み食品及び調理済み食品を持ち込まず、新鮮な食材を使用し厨房にて調理すること。

なお、食材の調達にあつては、半加工品（煮・焼・揚・炒等の加熱調理が必要となる物）を用いることも可とするが、必要最小限にとどめること。

エ 食器類の洗浄、消毒

所定の場所で残飯を処理し、喫食者が運んだ食器類を洗浄消毒したうえで収納すること。

③ 訓練への対応

屋外訓練中の水分補給のため、消防学校の指示によりお茶を準備すること。

④ 校外訓練等への対応

校外訓練などにより食堂で喫食できない場合は、消防学校が指示する数量、内容により弁当等を調理し、訓練場所（概ね鈴鹿市内）へ運搬すること。

⑤ 講師その他等への対応

講師その他等に対し消防学校が指示する数量、内容により調理し、指示する校内の場所に食事を提供すること。

⑥ 特別食の調理

ア 学校行事等に対応するため、消防学校が指示する数量、内容により特別食を調理すること。

イ 来校者、病人等の発生に対応するため、消防学校が指示する数量、内容により特別食を調理すること。

ウ 入校者のアレルギー食、減塩食等に対応するため、消防学校が指示する数量、内容により特別食を調理すること。

⑦ 緊急時の対応として、連絡後概ね60分以内に消防学校に到着できる食品衛生責任者（専従）の職員を在籍させること。

(7) 物品斡旋業務

① 日常生活必需品・補助食品等については、可能な限り入校者等の要望等を確認し、斡旋すること。

② 自動販売機は指定場所に設置すること。

③ 自動販売機設置業者及び販売する飲料水等の種類について事務局と協議すること。

④ 物品斡旋に当たっては、入校者等の福利厚生のため定価以下で販売をすること。

(8) 新型コロナウイルス等感染症対策や、従業員が罹患した際の給食等業務継続のためのマニュアル（消防学校への連絡、代替営業等の内容も含む）を定めること。

2. 経費負担

(1) 消防学校が負担するもの

① 厨房施設設備の新設、維持、補修、改修に要する費用

- ② 什器、食器の購入費用
  - ③ 光熱水費（自動販売機電気料金を除く）
  - ④ 下水処理費
  - ⑤ 一般、産業廃棄物処理費
- (2) 食堂業者が負担するもの
- ① 給食材料費
  - ② 給食等業務にかかる人件費
  - ③ 食堂運営に伴う官公庁手続き経費
  - ④ 調理器具の購入費用（什器、食器を除くフライパン、鍋、ざる、まな板等）
  - ⑤ 調理従事者の制服、靴などの個人装備品
  - ⑥ 洗剤、消毒剤、ラップ、アルミホイル、茶葉、その他必要な消耗品費
  - ⑦ 自動販売機5台の電気料金（子メーターを設置すること。）

### 3. 給食業務実施上の留意点

- (1) 食堂運営にかかる各種法令を遵守し、衛生管理に十分配慮すること。
- (2) 専従調理責任者などに事故がある場合は、速やかに代替の職員を派遣し、給食業務に支障をきたさないようにすること。
- (3) 新鮮な材料を調達し、常に適温、適量、適価でかつ適切な栄養価の給食の提供に配慮すること。
- (4) 献立、分量、味付け、その他給食業務運営に関する消防学校からの要望を積極的に吸収し、より高品質の給食の提供に配慮すること。

### 4. その他

#### (1) 厨房内の点検・清掃等

食器消毒保管庫、その他厨房設備を良好に維持管理し、O-157等による食中毒の発生を防止するために、厨房の点検・清掃など次のように実施すること。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ① 厨房設備の点検          | 毎使用前   |
| ② 調理器具及び厨房設備の清掃、整理 | 毎使用後   |
| ③ 下水分離層の清掃         | 毎週1回以上 |
| ④ 排水溝の清掃           | 毎月1回以上 |
| ⑤ 厨房内消毒            | 毎月1回以上 |

#### (2) 初任科生への対応

- ① 教育訓練期間中の献立計画（概要）を作成すること。
- ② 入校時にアンケートを実施し、個々人の身長、体重、BMI 体格指数、アレルギー等の状況を把握し、献立の参考とすること。
- ③ 入校時アンケートの結果により1日の栄養目標値を算出し、その値を

目標に献立を作成すること。

- ④ 入校者在校途中にアンケートを実施し献立に反映させること。
- ⑤ 次年度の参考とするため終了前にアンケートを実施し、満足度が90%未満の場合には改善見直報告を提出すること。
- ⑥ 食事摂取基準値（各栄養所要量）を把握し、献立の参考とすること。

(3) その他

- ① 入校者等の食事数は1週間前までに連絡し、講師その他は当日午前10時まで連絡する。
- ② 支払方法について、各課程は前払いとする（初任科は月毎による前払い）。  
なお、講師その他等は実績により後払いとする。
- ③ 利用者が確認できるところに献立表を掲示し、熱量の表示等栄養に関する情報提供を行うこと。
- ④ 教育課程日課予定表を基にその日に最適と考えられる食材・調理法で献立を作成すること。
- ⑤ 毎食後に残食調査を行い、量・内容・調理方法・味付け等を検討し、直ちに次回からの献立に反映すること。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、三重県消防学校運営連絡会と協議するものとする。